

第1章 基本的な考え方

1-1 計画策定の背景

「食」は命の源であり、健康で豊かな生活を送るためには欠かせないものです。

近年、社会経済を取り巻く環境がめまぐるしく変化するなか、市民のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化し、私たちの食生活も大きく変化しています。食べたいものを、いつでも、どこでも食べられる便利な社会になった一方で、「食」を大切にす意識が希薄となり、家族揃って食事をする機会の減少や、朝食の欠食、不規則な食事による生活習慣病の増加などの問題が生じています。また、食品の安全性や食料自給率の低下といった問題も、私たちの生活に大きな不安を与えています。

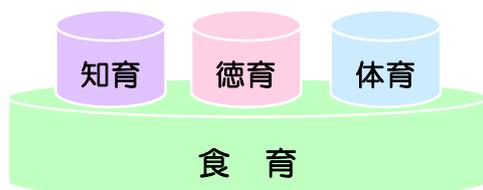
このような状況の中、国は平成17年7月に食育基本法を施行、平成18年3月に食育推進基本計画を策定し、本市においても、市民一人ひとりが、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、平成20年3月に「岡崎市食育推進計画～3食、300グラム、三河の野菜～」を策定しました。

計画期間の4年が経過し、この間、計画に基づき、「毎日3食楽しく」、「野菜を1日300グラム以上」、「三河の野菜をおいしく」の3つを基本目標として、岡崎市食育メッセの開催を始め、園、学校、関係団体、企業、ボランティア等と連携した様々な啓発活動を展開してきました。

この度、国の「第2次食育推進基本計画」及び、愛知県の「あいち食育いきいきプラン2015」の策定の趣旨をふまえ、本市において更なる食育を推進するため、「第2次岡崎市食育推進計画」を策定します。

一食育とは一 食育基本法（平成17年7月制定）より

- ・ **生きる上での基本**であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、**健全な食生活を実践することができる人間を育てること**

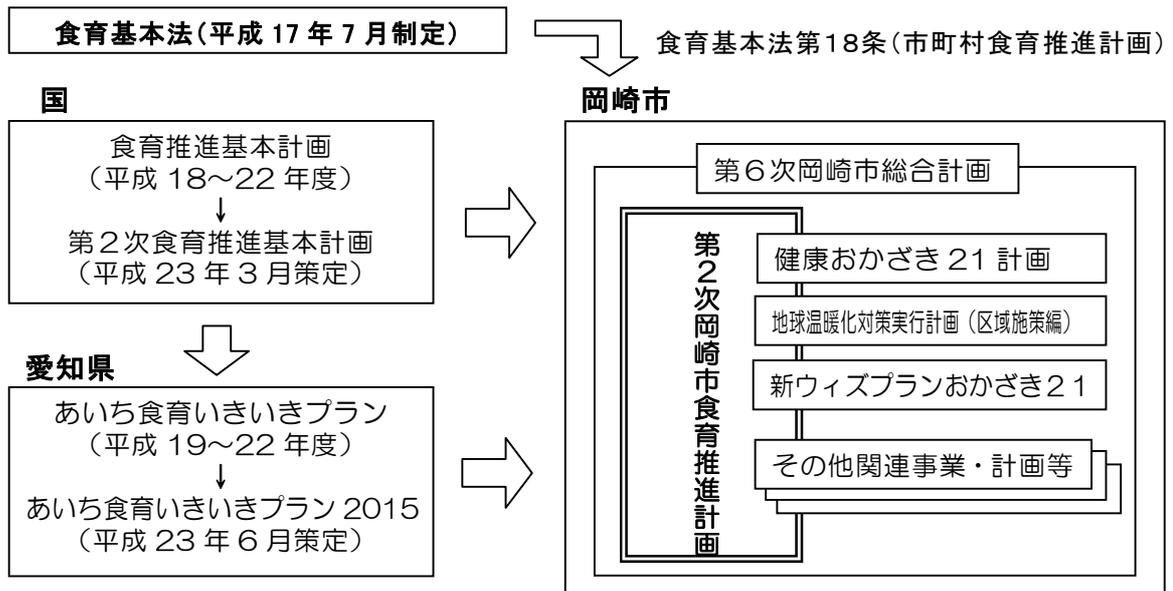


1-2 計画の位置付け

前計画（平成 20 年 3 月策定）に引き続き、本計画は、食育基本法（平成 17 年 7 月 15 日施行）第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として位置付けます。

本計画は、国の「第 2 次食育推進基本計画」及び、県の「あいち食育いきいきプラン 2015」を基本として、食育の推進にあたっての、本市としての基本的な考え方や、具体的な行動目標についてとりまとめたものです。

また、本市における関連計画等と整合した計画としています。



< 国・県の上位計画 >

○第 2 次食育推進基本計画（平成 23 年 3 月）：平成 23~27 年度の 5 か年計画で、生涯にわたるライフステージに応じた中断ない食育の推進と、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進という 3 つの重点課題と 7 つの基本的な取組方針を定めています。

○あいち食育いきいきプラン 2015（平成 23 年 5 月）：平成 23~27 年度の 5 か年計画で、目指すべき姿を第 1 次計画の特徴である「体」、「心」、「環境」に着目した食育を継承することにより、健康で活力ある社会の実現を目指すこととし、基本コンセプトを「啓発から実践へ」と定めています。



<市の関連計画>

- 第6次岡崎市総合計画（平成21年3月）：平成21年度を初年度に、平成32年度までの本市がめざす都市の姿（将来都市像）として『人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎』を掲げ、知・文化・活力などあらゆる面で均衡の取れた、誇りと安心をもって住み続けられるまちづくりに取り組んでいます。
- 健康おかざき21計画（平成16年3月策定、21年3月改訂）：「健やかで心豊かなまち おかざき」を目標とする、平成16～25年度の10か年計画で、「栄養・食生活」などの9つの分野で健康づくりを進めています。
- 新ウィズプランおかざき21：平成23年度～平成27年度の5年計画。「男女がともに性別に捉われず、安心して暮らせる地域社会をつくろう」等、5つの基本的課題の中に「生涯にわたる健康づくりへの支援」等の施策を定めています。
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成23年3月）：「岡崎から低炭素社会を実現するために」と題し、心・技・体の3本柱と7区分した基本施策体系のもと、温室効果ガス削減のための具体的な取組を定めています。計画期間は、短期（5年）・中期（10年）・長期（40年）の3段階に分けられています。



1-3 計画期間

計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

国の「第2次食育推進基本計画」及び、愛知県の「あいち食育いきいきプラン2015」の計画期間が平成27年度までとなっているため、上位計画の評価・見直しを受けて、本計画の見直しを行うこととします。

ただし、計画期間終了前であっても、状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

